

名古屋市公報

平成21年 8月 5日号

第820号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第46号)	6
- 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第91号) - 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政経営室) (第92号) - 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第93号) - 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第94号)	8 13 15 20
- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第377号) - 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第378号) - 名古屋市戸田土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第379号) - 環境影響評価準備書について (環境・地域環境対策課) (第380号) - 有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課) (第381号) - 名古屋市文化のみち榎木館の開館時間の変更について (住都・都市景観室) (第382号) - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止 (健福・障害企画課) (第383号) - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・障害企画課) (第384号) - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の変更 (健福・障害企画課) (第385号) - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・障害企画課) (第386号) - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・障害企画課) (第387号)	21 22 23 24 28 29 30 31 32 33 35

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による施術者の指定	(健福・障害企画課) (第388号)	37
○ 指定代理金融機関の指定	(会計・出納課) (第389号)	38
○ 自転車等放置禁止区域の指定	(緑土・自転車駐車対策室) (第390号)	39

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程	(総務・行政経営室) (第31号)	42
○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程	(総務・行政経営室) (第32号)	44

人 事 委 員 会 規 則

○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第4号)	45
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第5号)	46

消 防 局 告 示

○ 共同防火管理を要する地下街の指定の一部改正について	(第5号)	47
-----------------------------	-------	----

病 院 局 管 理 規 程

○ 名古屋市立東部医療センター処務規程の一部改正	(第25号)	50
--------------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(市経・地域商業課)	51
-------------------------------------	--------------	----

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第46号）

1 改正内容

平成21年度及び平成22年度における介護納付金賦課総額の特例を設けます。（附則関係）

2 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。

(2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第91号）

1 改正内容

(1) 高額介護合算療養費の支給について、必要な事項を定めます。（第6条の2、別表、別記様式第8号の8及び別記様式第8号の9関係）

(2) その他規定の整理を行います。（附則関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定、別表の改正規定及び別記様式第8号の7の次に2様式を加える改正規定は、平成21年8月1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第92号）

1 改正内容

(1) 区役所改革等を推進するため、総務局区役所改革等推進室主幹（区役所改革等推進）を1名増設するとともに、総務局区役所改革推進担当部長の名称等を変更します。（第1条、第2条、第7条、第7条の2及び第9条関係）

(2) 子育て応援特別手当の支給の準備を円滑に推進するため、規定を整備します。（第2条関係）

2 施行期日

平成21年 8 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則（第93号）

1 改正内容

(1) 高額医療合算介護サービス費等の支給について、必要な事項を定めま
す。（第22条の 2、第40条、第24号様式の 2、第24号様式の 2の 2及び
第24号様式の15関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第22条の 2の 2、第40条及び第24号
様式の 2の 3関係）

2 施行期日

平成21年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則（第94号）

1 改正内容

所得の範囲及びその額の計算方法について、規定の整理を行います。
（第 3条の 3関係）

2 施行期日

平成21年 8月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第31号）

1 改正内容

(1) 区役所改革等を推進するため、総務局区役所改革等推進室主査（区役
所改革等推進）を 1 名増設するとともに、総務局区役所改革推進室区役
所改革推進係の名称等を変更します。（第 1 条関係）

(2) モノづくり文化交流拠点の基盤整備を行うため、総務局企画部企画課
主査（企画調査）を 1 名増設します。（第 1 条関係）

(3) 新型インフルエンザ対策に係る他局室及び関係機関との調整を行うた
め、健康福祉局健康部健康増進課に主査（新型インフルエンザ対策）を

設置します。（第1条関係）

- (4) 子育て応援特別手当の支給の準備を円滑に推進するため、子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課に主査（子育て応援特別手当）を設置します。（第1条関係）

2 施行期日

平成21年8月1日から施行します。

○ 名古屋市区役所支所処務規程の一部を改正する規程（第32号）

1 改正内容

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（第3条関係）

2 施行期日

平成21年8月1日から施行します。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第46号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

附則中第31項を第32項とし、第25項から第30項までを 1項ずつ繰り下げ、附則第24項中「附則第22項」を「附則第23項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則中第23項を第24項とし、第18項から第22項までを 1項ずつ繰り下げ、第17項の次に次の 1項を加える。

18 前 2項の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度における介護納付金賦課総額は、これらの項の規定により算定した額から介護納付金の納付に要する費用のための法第45条第 5項に規定する国民健康保険団体連合会からの収入の額を控除した額とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第91号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 6条の次に次の 1条を加える。

（高額介護合算療養費の支給申請等）

第 6条の 2 世帯主は、法第57条の 3の規定による高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、高額介護合算療養費等支給・自己負担額証明書交付申請書に被保険者証又は被保険者資格証明書を添付して、区長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした者が、自己負担額証明書の交付の申請をしている場合には、同項の申請書を受け付けた区長は、自己負担額証明書を交付する。

附則第 2項中「附則第22項」を「附則第23項」に改める。

附則第 3項中「附則第23項」を「附則第24項」に改める。

附則第 4項中「附則第24項」を「附則第25項」に改める。

附則第 5 項中「附則第25項」を「附則第26項」に改める。

附則第 7 項中「附則第26項」を「附則第27項」に改める。

附則第 9 項中「附則第27項」を「附則第28項」に改める。

附則第11項中「附則第28項」を「附則第29項」に改める。

附則第14項中「附則第29項」を「附則第30項」に改める。

附則第16項中「附則第30項」を「附則第31項」に改める。

附則第18項中「附則第31項」を「附則第32項」に改める。

別表中

「						」	
8の 7	第 6 条	第 8 号	国民健康保険高額療養費	を			
		の 7	支給申請書				

「						」	
8の 7	第 6 条	第 8 号	国民健康保険高額療養費	に			
		の 7	支給申請書				
8の 8	第 6 条の 2 第 1 項	第 8 号	国民健康保険高額介護合				
		の 8	算療養費等支給・自己負				
			担額証明書交付申請書				
8の 9	第 6 条の 2 第 2 項	第 8 号	国民健康保険自己負担額				
		の 9	証明書				

改める。

別記様式第 8 号の 7 の次に次の 2 様式を加える。

国民健康保険高額介護合算療養費等支給・自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ										
フリガナ			生年月日	年	月	日生	性別		計算期間の始期及び終期	年	月	日から	年	月	日まで
氏名															
国民健康保険資格情報															
保険者番号		被保険者証記号番号	世帯主との続柄			保険者名称			加入期間						
									年	月	日から	年	月	日まで	
後期高齢者医療資格情報															
保険者番号		被保険者番号	広域連合名称			加入期間									
									年	月	日から	年	月	日まで	
介護保険資格情報															
保険者番号		被保険者番号	保険者名称			加入期間									
									年	月	日から	年	月	日まで	
支給方法															
加入歴	保険者名		加入期間			添付の自己負担額証明書整理番号			備考						
	1		年 月 日から 年 月 日まで												
	2		年 月 日から 年 月 日まで												
	3		年 月 日から 年 月 日まで												

(あて先) 名古屋市長 区長

愛知県後期高齢者医療広域連合長

1 上記対象者について、高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給を申請します。 住所

2 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 申請者

高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請及び自己負担額証明書の交付申請を行う場合、氏名

1・ 2のいずれも○印をつけてください。 電話番号

高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請のみを行う場合、 1のみに○印をつけてくださ

い。

国民健康保険自己負担額証明書

様

フリガナ					
氏 名					
生年月日	年 月 日生	性別		証明対象年度	
自己負担額証明書整理番号					
保険者番号		被保険者証記号番号			
計算期間の始期及び終期		年 月 から		年 月 まで	
加入期間		年 月 日から		年 月 日まで	
診療年月	自己負担額	うち70歳から74歳までの者に係る自己負担額		摘 要	
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
計					
上記のとおり証明します。 年 月 日					
				名古屋市	区長
				印	

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)
 電話番号
 (計算結果送付先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の次に 1 条を加える改正規定、別表の改正規定及び別記様式第 8 号の 7 の次に 2 様式を加える改正規定は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第92号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区役所改革推進室」を「区役所改革等推進室」に改める。

第 2 条総務局の項中「区役所改革推進室」を「区役所改革等推進室」に改め、同局区役所改革等推進室の項に次の 1 号を加える。

(3) その他特命事項の処理に関すること。

第 2 条子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課の項中第 10 号を第 11 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 子育て応援特別手当に関すること。

第 7 条第 1 項の表総務局行財政改革・区役所改革の項中「区役所改革推進室」を「区役所改革等推進室」に改める。

第 7 条の 2 第 1 項の表総務局区役所改革推進担当部長の項を次のように改め

る。

区役所改革等 推進担当部長	1 区役所改革の推進に関すること。 2 その他特命事項の処理に関すること。 3 前 2 号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。
------------------	--

第 9 条第 1 項の表総務局区役所改革推進の項を次のように改める。

区役所改革 等推進	1 局長の指定する区役所改革の企画及び総合調整に関すること。 2 局長の指定する区を単位として設置されている公所の改革に係る企画及び総合調整に関すること。 3 その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。	3
--------------	--	---

附 則

- 1 この規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。
- 2 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 物品出納員 1 出納員の表本庁の項第 1 号中「区役所改革推進室」を「区役所改革等推進室」に改める。

- 3 管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「区役所改革推進室長」を「区役所改革等推進室長」に改める。

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第93号

名古屋市介護保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第22条の 2を第22条の 2の 2とし、第22条の次に次の 1条を加える。

（高額医療合算介護サービス費等の支給申請等）

第22条の 2 法第51条の 2第 1項に規定する高額医療合算介護サービス費又は法第61条の 2第 1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給を受けようとするときは、高額介護合算療養費等支給・自己負担額証明書交付申請書に被保険者証を添付して、区長に提出しなければならない。

2 前項の申請をした者が、自己負担額証明書の交付の申請をしている場合には、同項の申請書を受け付けた区長は、自己負担額証明書を交付する。

3 第13条第 2項の規定は、第 1項の申請について準用する。

第40条第24号の 2中「第24号様式の 2」を「第24号様式の 2の 3」に改め、同号を第24号の 2の 3とし、第24号の次に次の 2号を加える。

(24)の 2 高額介護合算療養費等支給・自己負担額証明書

交付申請書

第24号様式の 2

(24)の 2の 2 介護保険自己負担額証明書

第24号様式の 2の 2

第24号様式の 2を第24号様式の 2の 3とし、第24号様式の次に次の 2様式を加える。

高額介護合算療養費等支給・自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1.新規	2.変更	3.取下げ									
フリガナ			生年月日	年	月	日生	性別	計算期間の始期及び終期	年	月から	年	月まで		
氏名														
国民健康保険資格情報														
保険者番号		被保険者証記号番号	世帯主との続柄				保険者名称		加入期間					
									年	月	日から	年	月	日まで
後期高齢者医療資格情報														
保険者番号		被保険者番号	広域連合名称				加入期間							
									年	月	日から	年	月	日まで
介護保険資格情報														
保険者番号		被保険者番号	保険者名称				加入期間							
									年	月	日から	年	月	日まで
支給方法														
加入歴	保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号				備考					
	1		年 月 日から 年 月 日まで											
	2		年 月 日から 年 月 日まで											
	3		年 月 日から 年 月 日まで											
(あて先) 名古屋市長 区長														
愛知県後期高齢者医療広域連合長														
1 上記対象者について、高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給を申請します。住所														
2 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。申請者														
高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請及び自己負担額証明書の交付申請を行う場氏名														
合、1・2のいずれも○印をつけてください。電話番号														
高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請のみを行う場合、1のみに○印をつけてく														
ださい。														

第24号様式の 2の 2

介護保険自己負担額証明書

様

フリガナ					
氏 名					
生年月日	年 月 日生	性別		証明対象年度	
自己負担額証明書整理番号					
保険者番号		被保険者番号			
計算期間の始期及び終期		年 月から		年 月まで	
加入期間		年 月 日から		年 月 日まで	
サービス提供年月	自己負担額	うち70歳から74歳までの者に係る自己負担額		摘 要	
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
8月分					
9月分					
10月分					
11月分					
12月分					
1月分					
2月分					
3月分					
4月分					
5月分					
6月分					
7月分					
計					
上記のとおり証明します。 年 月 日 名古屋市 区長 印					

【保険者連絡用】

(問い合わせ先)
 電話番号
 (計算結果送付先)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4とする。

第24号様式の15中「及び高額介護予防サービス費」を「、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年 8月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第94号

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 3中「特別障害者手当」を「障害児福祉手当」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 8月 1日から施行する。

名古屋市告示第 377号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成20年11月14日 20指令住開指第 112号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木83番 6、83番28、83番29、83番 198及び55番
16

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市中区古渡町18番 8号

一光住宅株式会社 代表取締役 高橋光一

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 378号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 7月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成21年 1月14日 20指令住開指第 138号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字有松裏73番 2、73番55、73番58、73番59、73番64及び73番65

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊明市新田町吉池19番地の20

岡孝株式会社

代表取締役 高橋登志美

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 379 号

名古屋市戸田土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成21年 7 月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市戸田土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市中川区戸田西三丁目1101番地

3 設立認可の年月日

平成 7 年12月22日

4 変更の内容

第 5 条（事務所の所在地）中「名古屋市中川区戸田西三丁目1101番地」を「名古屋市中川区戸田西三丁目2217番地」に改める。

5 変更認可の年月日

平成21年 7 月27日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第380号

環境影響評価準備書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第15条第1項の規定により、事業者からささしまライブ24地区「（仮称）グローバルゲート」建設事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出がありましたので、同条例第16条第1項の規定により次のとおり告示するとともに、この準備書及びその内容を要約した書類の写しを公衆の縦覧に供します。

平成21年7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ささしまライブ24特定目的会社
代表者 取締役 海田雅人
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内
- 2 対象事業の名称及び種類
ささしまライブ24地区「（仮称）グローバルゲート」建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市中村区平池町4丁目
- 4 準備書の提出年月日
平成21年7月17日（金）
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 各区役所（以下「区役所」という。）

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成21年7月28日（火）から平成21年8月26日（水）まで。ただし、地域環境対策課及び区役所にあつては日曜日及び土曜日を環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 区役所

午前8時45分から午後5時まで

ウ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時まで

6 環境の保全の見地からの意見の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次のとおり当該意見を提出することができます。

(1) 提出期限

平成21年9月10日（木）まで

(2) 提出先

地域環境対策課

(3) 提出方法

次に掲げる事項を記載した書類により行うものとします。

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見の提出の対象である準備書の名称

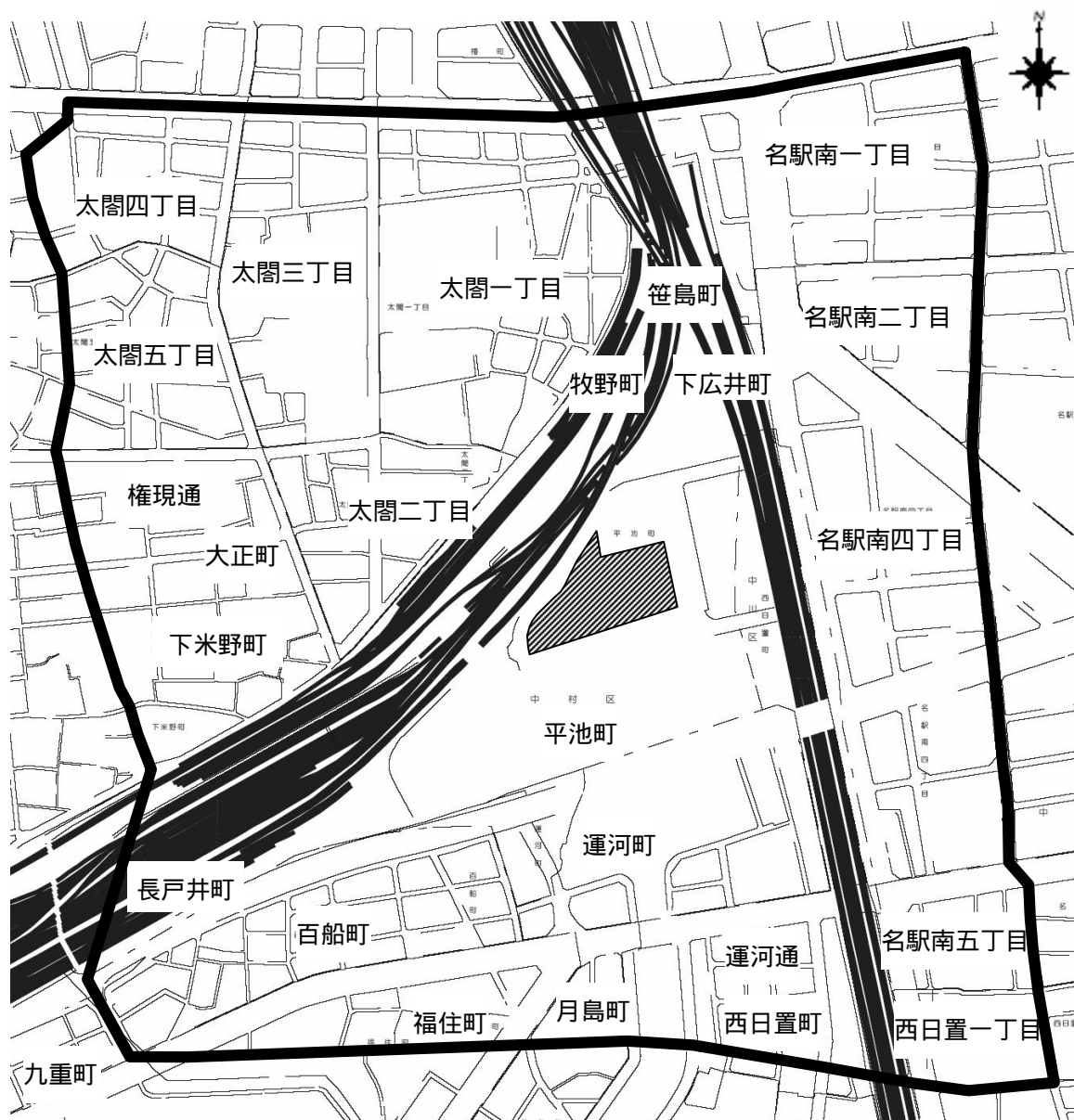
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載）

7 関係地域の範囲（別図参照）

区 名	町 名	摘要	区 名	町 名	摘要
中村区	運河町	全部	中村区	名駅南一丁目	一部
	権現通	一部		名駅南二丁目	一部
	笹島町	全部		名駅南四丁目	全部
	下米野町	一部		名駅南五丁目	一部
	下広井町	全部	中川区	運河町	全部
	太閤一丁目	全部		運河通	全部
	太閤二丁目	全部		九重町	一部
	太閤三丁目	全部		月島町	一部
	太閤四丁目	一部		西日置一丁目	一部
	太閤五丁目	一部		西日置町	一部
	大正町	一部		福住町	一部
	長戸井町	一部		名駅南四丁目	全部
	西日置一丁目	全部		名駅南五丁目	全部
	平池町	全部		百船町	全部
	牧野町	全部			

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

(別図)



関係地域



事業予定地

名古屋市告示第 381号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の 2第 1項第 2号の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり有料公園施設を無料開放します。

平成21年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設

東山公園	動植物園
東山公園	展望塔
名城公園	名古屋城
久屋大通公園	ランの館
白鳥公園	白鳥庭園
徳川園	庭園

2 期日

平成21年10月 4日（日）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 382号

名古屋市文化のみち榑木館の開館時間の変更について

名古屋市文化のみち榑木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）第16条第 3 項の規定に基づき、指定管理者と協議のうえ次のとおり供用時間を変更します。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の名称

名古屋市文化のみち榑木館

2 変更内容

平成21年 8月 1日（土）の開館時間について、「午前10時から午後 5時まで」を「午前10時から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 383号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定医療機関の休止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
渡邊内科	名古屋市西区栄生一丁目35番30号	平成21年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 384号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定医療機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
横井耳鼻咽喉科	名古屋市北区鳩岡町 1丁目 5番地	平成21年 3月31日
名古屋市医師会北区 休日急病診療所	名古屋市北区若葉通 3丁目10番地 の 101	平成21年 3月25日
前島医院	名古屋市昭和区緑町 1丁目15番地 の 1	平成21年 4月26日
わたなべ内科クリニ ック	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番 地の 1	平成21年 3月31日
さくらクリニックみ み・はな・のど	名古屋市昭和区菊園町 1丁目 9番 地	平成21年 3月31日
藤田外科	名古屋市緑区境松二丁目 333番地	平成21年 3月31日
古田歯科	名古屋市守山区大森三丁目 614番 地	平成21年 3月31日
いぶき調剤薬局春田 店	名古屋市中川区春田五丁目 102番 地	平成21年 3月31日
くるみ調剤薬局みど り区役所前店	名古屋市緑区青山二丁目 198番地 の 2	平成21年 5月 6日
泉訪問看護ステーシ ョン	名古屋市東区泉一丁目12番35号	平成21年 4月30日
訪問看護ステーショ ンすみれ	名古屋市南区明治一丁目11番10号	平成21年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 385号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定施術者の変更

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において、生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術者から、次のとおり変更の届出がありました。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名		笹野 博嗣
所 在 地	新	名古屋市中川区荒子四丁目 299番地
	旧	名古屋市中川区荒子一丁目 209番地
施 術 所 名	新	せっこついん荒子
	旧	せっこついん荒子 2 n d
変 更 年 月 日		平成21年 4月 1日
施 術 者 名		堀 文隆
所 在 地	新	名古屋市守山区東山町 4番 3号
	旧	名古屋市守山区東山町16番22号
施 術 所 名		すいどうみち接骨院
変 更 年 月 日		平成20年12月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 386号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による医療機関の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定の例によるとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の医療機関を指定しました。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
石井クリニック	名古屋市千種区今池五丁目 2番 3号	平成21年 5月11日
ごとう外科・皮フ科	名古屋市千種区今池五丁目15番 4号	平成21年 6月 1日
ひまわりクリニック	名古屋市東区代官町33番19号	平成21年 6月15日
医療法人敬生会千種さんクリニック	名古屋市北区大杉一丁目21番 3号	平成21年 6月22日
中村眼科医院	名古屋市西区貴生町 107番地の10	平成21年 6月17日
あしかり医院	名古屋市西区又穂町 4丁目55番地の 4	平成21年 1月 1日
中村内科	名古屋市西区上名古屋四丁目 6番 30号	平成21年 6月 1日
産婦人科水野クリニック	名古屋市瑞穂区牧町 2丁目11番地	平成21年 2月22日
みなと医療生活協同組合宝神生協診療所	名古屋市港区宝神三丁目2107番地の 2	平成21年 6月 1日
山田内科	名古屋市南区柵下町 1丁目39番地	平成21年 5月 1日
Kこどもクリニック	名古屋市南区駈上二丁目 1番16号	平成21年 5月23日
医療法人順秀会守山内科	名古屋市守山区新守山 901番地	平成21年 4月 1日

医療法人社団明照会 トータルサポートク リニック	名古屋市名東区引山二丁目 110番 地	平成21年 5月 1日
あさくら歯科クリニ ック	名古屋市千種区清明山一丁目 1番 19号	平成21年 5月19日
いい歯科のせ診療所	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23 号	平成21年 3月 1日
大口弘歯科クリニッ ク名古屋駅前院	名古屋市中村区名駅三丁目13番31 号	平成21年 6月26日
袋町歯科	名古屋市中区錦一丁目 8番 3号	平成21年 6月 6日
いい歯科マックスバ リュ	名古屋市中川区元中野町 1丁目 1 番地の 1	平成21年 4月 6日
なごみの歯科	名古屋市天白区中平一丁目1507番 地	平成21年 5月28日
トーカイ薬局池下店	名古屋市千種区春岡一丁目 4番19 号	平成21年 6月 1日
ツジ調剤薬局金城店	名古屋市北区金城町 3丁目 3番地 の14	平成21年 6月 1日
ヒイラギ薬局黒川店	名古屋市北区黒川本通 2丁目17番 地	平成21年 6月 1日
スギ薬局大須店	名古屋市中区大須三丁目33番 8号	平成21年 6月 2日
スギ薬局みかん山店	名古屋市瑞穂区松栄町 2丁目72番 地の 1	平成21年 6月 2日
ファーマライズ薬局 名古屋店	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番 地の 6	平成21年 6月 1日
ツジ調剤薬局中川店	名古屋市中川区東中島町 4丁目24 番地	平成21年 6月 1日
レインボー薬局宝神 店	名古屋市港区宝神三丁目2107番地 の 2	平成21年 6月 1日
訪問看護ステーショ ン憩	名古屋市東区百人町58番地の 3	平成21年 6月 1日
フロンティア訪問看 護ステーション	名古屋市西区名駅二丁目 4番 3号	平成21年 6月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 387号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による指定医療機関の廃止

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
石井クリニック	名古屋市千種区今池五丁目 2番 1号	平成21年 5月10日
ごとう外科	名古屋市千種区今池五丁目15番 4号	平成21年 5月31日
覚王山皮フ科クリニック	名古屋市千種区覚王山通 9丁目18番地	平成21年 6月 3日
あしかり医院	名古屋市西区又穂町 4丁目55番地の 4	平成20年12月 8日
中村内科	名古屋市西区上名古屋一丁目14番28号	平成21年 5月31日
堀部耳鼻咽喉科	名古屋市昭和区広路通 1丁目12番地	平成21年 4月30日
産婦人科水野病院	名古屋市瑞穂区牧町 2丁目11番地	平成21年 2月21日
みなと医療生活協同組合中之島診療所	名古屋市港区大手町 1丁目10番地	平成21年 5月31日
山田内科	名古屋市南区柵下町 1丁目39番地	平成21年 4月30日
小笠原整形外科	名古屋市緑区相川三丁目 7番地	平成21年 5月31日
トータルサポートクリニック	名古屋市名東区引山二丁目 110番地	平成21年 4月30日
向が丘前田クリニック	名古屋市天白区向が丘二丁目1407番地	平成21年 6月21日

ツジ調剤薬局金城店	名古屋市北区金城町 3丁目 3番地の14	平成21年 5月31日
ファーマライズ薬局名古屋店	名古屋市中川区松年町 5丁目 2番地の 6	平成21年 5月31日
ツジ調剤薬局中川店	名古屋市中川区東中島町 4丁目24番地	平成21年 5月31日
訪問看護ステーション憩	名古屋市熱田区切戸町 3丁目 7番地の 1	平成21年 5月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 388号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律による施術者の指定

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の例によるとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による施術を担当する者として、次の施術者を指定しました。

平成21年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

施 術 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 所 名		
加藤 未織	名古屋市中区新栄三丁目18番 7号	平成21年 5月 1日
銭田治療院		
岡本 英次	名古屋市南区鳥栖一丁目 5番 2号	平成20年10月31日
岡本はり治療院		
松永 大輔	名古屋市中川区春田一丁目 328番地	平成21年 6月 1日
はるた整骨院		

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 389号

指定代理金融機関の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235条第 2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 168条第 3項の規定による本市の指定代理金融機関は、次のとおりです。

平成21年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

金融機関名	取り扱う事務の範囲	備考
株式会社ゆうちょ銀行	定額給付金及び子育て応援特別手当にかかる支払事務	

名古屋市会計室出納課

名古屋市告示第 390号

自転車等放置禁止区域の指定

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり指定します。

平成21年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の指定

指定年月日	名称	位置	区域
平成21年 9月 1日	浄心自転車 等放置禁止 区域	西区児玉一丁目、浄心一丁目、 浄心二丁目、上名古屋二丁目、 花の木二丁目、花の木三丁目及 び城西四丁目	別図 1の とおり
	浅間町自転 車等放置禁 止区域	西区花の木一丁目、城西一丁 目、城西二丁目、浅間一丁目、 浅間二丁目、新道一丁目及び幅 下一丁目	別図 2の とおり

名古屋市緑政土木局道路部自転車駐車対策室



浅間町自転車等放置禁止区域

花ノ木公園

別図 2

N



上下水道局
西営業所

台所公園

城西
交番

紙漉南
公園

新道北
公園

瀬戸
信用金庫

城西南
公園

浅間町第2駐車場

浅間町第1駐車場

100m
浅間町第3駐車場

200m

300m

愛知女子高校

菊井中学校

幅下公園

幅下小学校

凡 例

放置禁止区域

※自転車駐車場は放置禁止区域から除く。

総 務 局
健 康 福 祉 局
子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成21年 7 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条総務局区役所改革推進室の項を次のように改める。

区役所改革等推進室

区役所改革等推進係

(1) 区役所改革等推進室の分掌事務に関すること。

主 査（区役所改革等推進）(4)

(1) 局長の指定する区役所改革の企画及び総合調整に関すること。

(2) 局長の指定する区を単位として設置されている公所の改革の企画及び総合調整に関すること。

(3) その他局長の指定する特命事項の処理に関すること。

第 1 条総務局企画部企画課の項中「主 査（企画調査）」を「主査（企画調査）(2) 」に改め、同条健康福祉局健康部健康増進課の項に次のように加える。

主 査（新型インフルエンザ対策）

(1) 新型インフルエンザ対策に係る他局室及び関係機関との調整に関すること。

第 1 条子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課家庭支援係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1

号を加える。

(3) 子育て応援特別手当に関すること。

第1条子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課家庭支援係の項の次に次のように加える。

主 査（子育て応援特別手当）

(1) 子育て応援特別手当に関すること。

附 則

この達は、平成21年8月1日から施行する。

名古屋市達第32号

健康福祉局
区役所
区役所支所

名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

平成21年7月28日

名古屋市長 河村 たかし

第3条第3項民生係の項第16号中「高額介護サービス費」の次に「、高額医療合算介護サービス費」を加え、「及び高額介護予防サービス費」を「、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費」に改める。

附 則

この達は、平成21年8月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月27日

名古屋市人事委員会委員長 山 田 光 昭

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表 1 行政職の表部長段階の項中「区役所改革推進担当部長」を「区役所改革等推進担当部長」に改め、同表課長段階の項中「区役所改革推進室長」を「区役所改革等推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 7 月27日

名古屋市人事委員会委員長 山 田 光 昭

名古屋市人事委員会規則第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「区役所改革推進室区役所改革推進係長 区役所改革推進室主査」を「区役所改革等推進室区役所改革等推進係長 区役所改革等推進室主査」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局告示第 5 号

共同防火管理を要する地下街の指定の一部改正について

昭和53年名古屋市消防局告示第 5 号（共同防火管理を要する地下街の指定）の一部を次のように改正します。

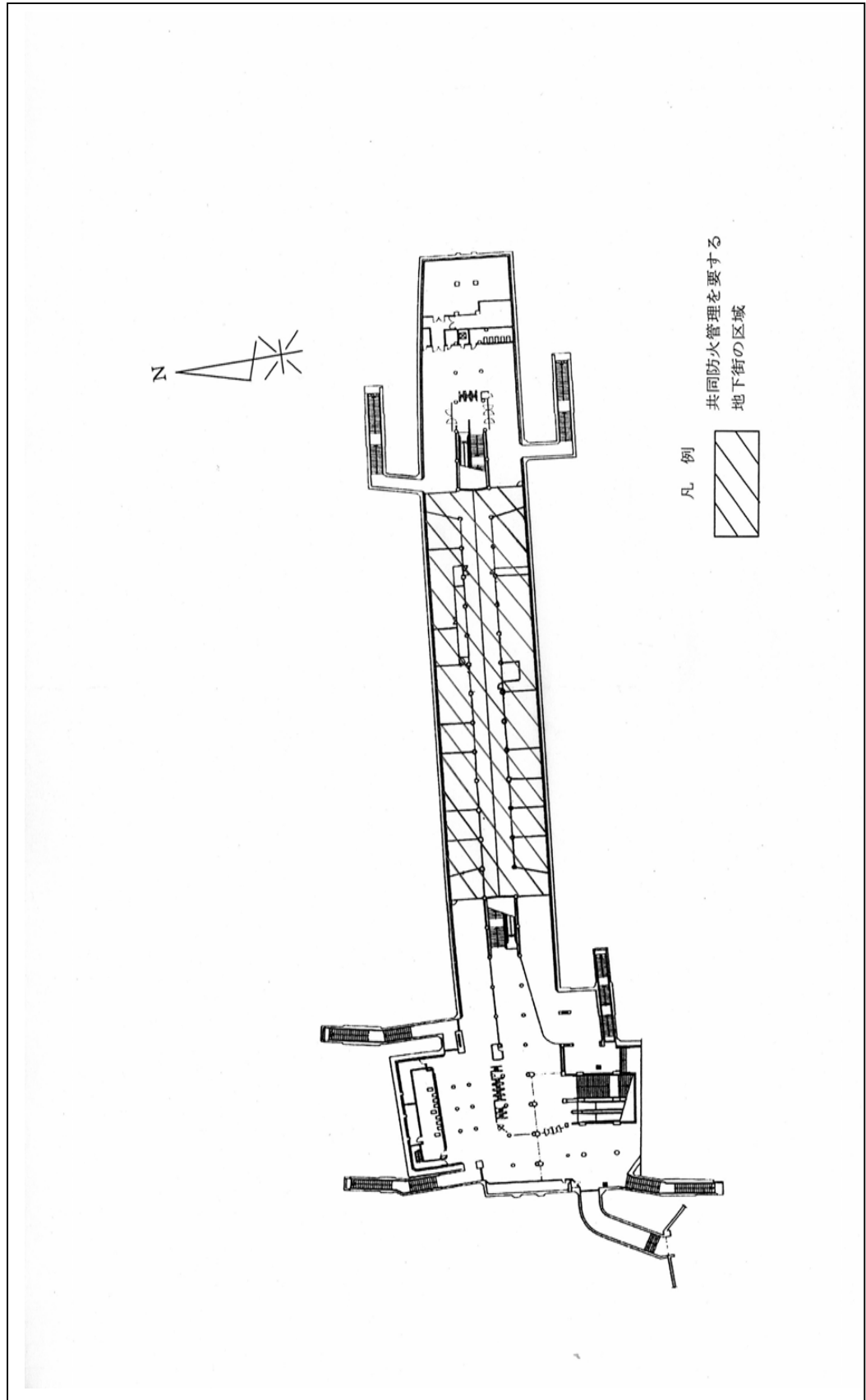
平成21年 7 月29日

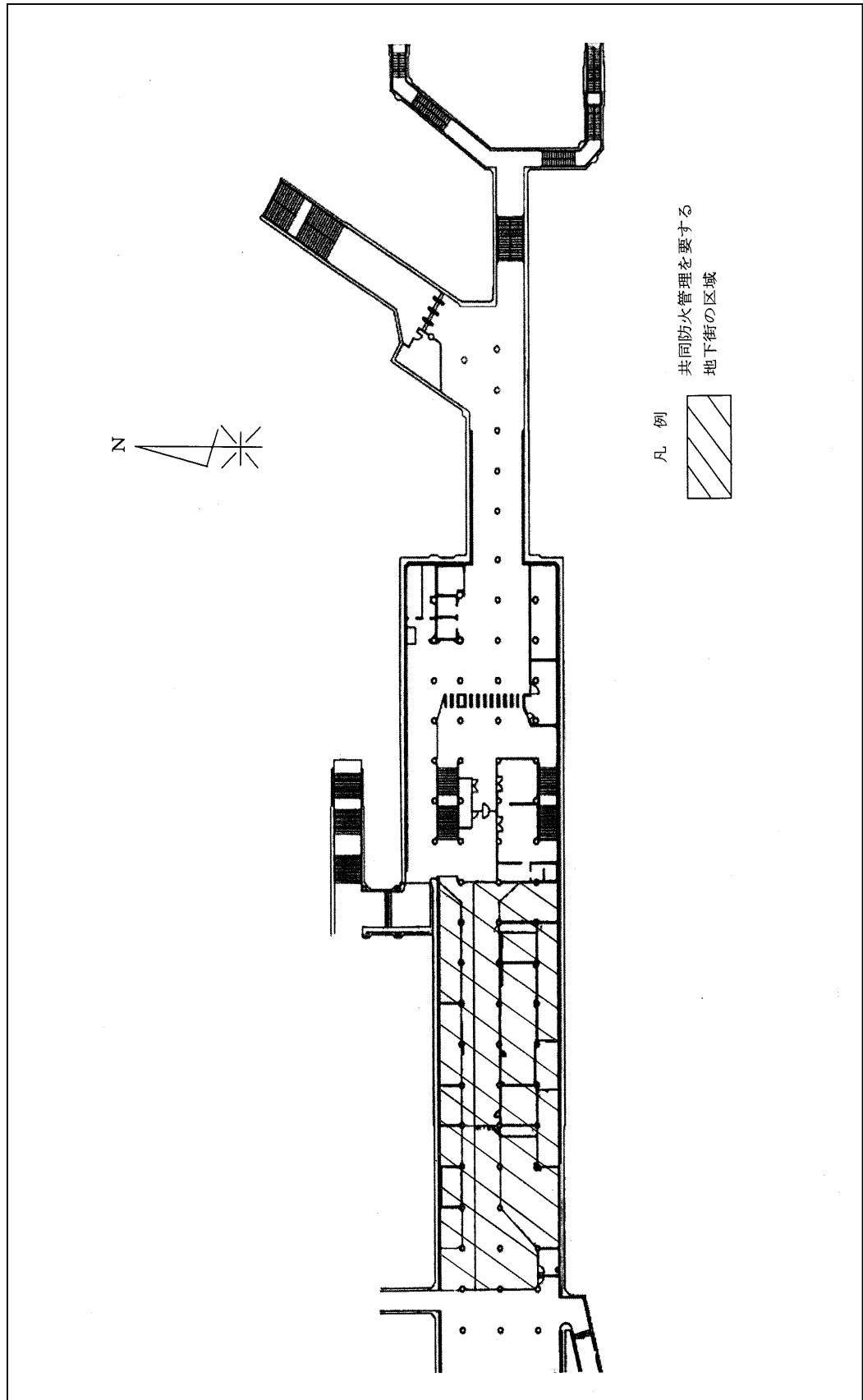
名古屋市消防長 小 西 富 夫

附図 1 及び附図 2 を次のように改める。

名古屋市消防局予防部予防課

附図 1





名古屋市病院局管理規程第25号

名古屋市立東部医療センター処務規程（平成21年名古屋市病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成21年 7月30日

名古屋市病院局長 上 田 龍 三

第 2条東部医療センター東市民病院診療科の項中「循環器内科」を「第一循環器内科、第二循環器内科」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー堀越店

名古屋市西区南堀越 2丁目 405番 外 4筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 3月 8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,863平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

133台

(2) 駐輪場の収容台数

155台

(3) 荷さばき施設の面積

334平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

57立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前 9時00分	午後 9時30分
未定	午前 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成21年 7月 7日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 7月28日から平成21年11月30日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成21年11月30日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課